

雇用保険法改正法が公布されました

多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットの構築、「人への投資」の強化等のため、雇用保険の対象拡大、教育訓練やり・スキリング支援の充実、育児休業給付に係る安定的な財政運営の確保等の措置を講ずることを内容とした雇用保険法等の一部を改正する法律(令和6年法律第26号)が令和6年5月17日に公布されましたので、お知らせします。

施行期日順の改正の概要は以下のとおりです。

1. 令和6年10月1日施行

- ①教育訓練給付金について、訓練効果を高めるためのインセンティブ強化のため、雇用保険から支給される給付率を受講費用の最大70%から80%に引き上げる(※)。

※教育訓練受講による賃金増加や資格取得等を要件とした追加給付(10%)を新たに創設する(省令)。

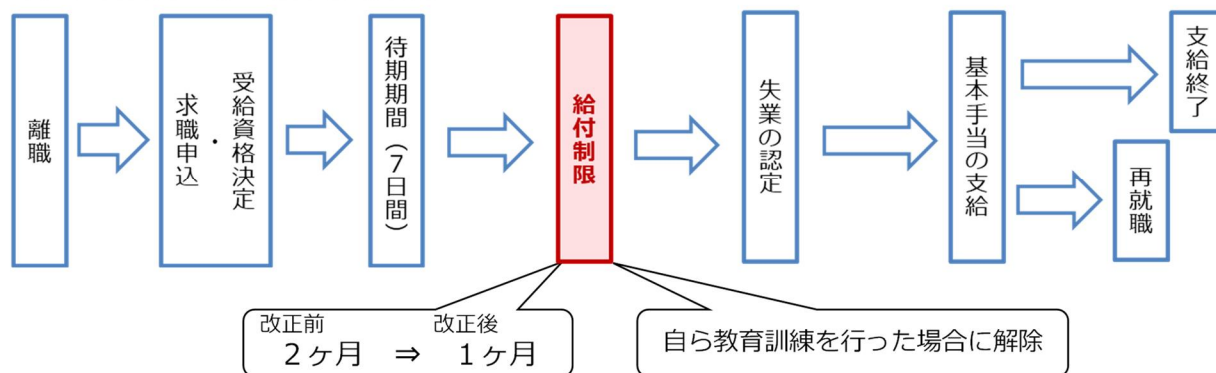
	〈改正前〉		〈改正後〉	
	専門実践	特定一般	専門実践	特定一般
本体給付	50%	40%	50%	40%
追加給付① (資格取得等)	20%	—	20%	10%
追加給付② (賃金上昇)	—	—	10%	—
最大給付率	70%	40%	80%	50%

2. 令和7年4月1日施行

- ①正当な理由なく自己都合で退職した者が、雇用の安定・就職の促進に必要な職業に関する教育訓練等を自ら受けた場合には、給付制限をせず、雇用保険の基本手当を受給できるようにする(※)。

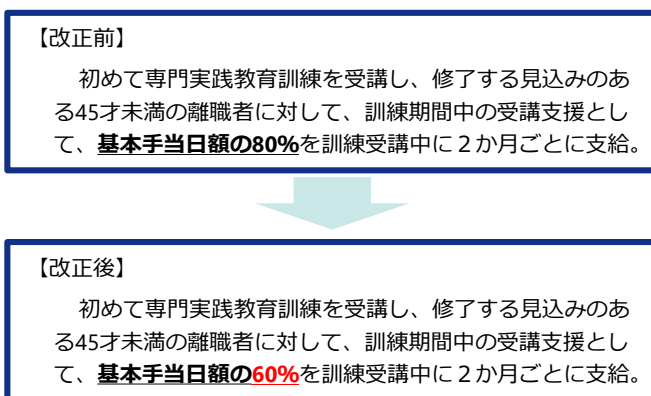
※正当な理由なく自己都合で退職した者については、給付制限期間を原則2か月としているが、1か月に短縮する(通達)。

○基本手当の受給手続の流れ（自己都合離職者）



②教育訓練支援給付金の期限を延長（令和8年度末までに教育訓練を開始した者）し、給付率を見直す（基本手当の80%→60%）。

○ 教育訓練支援給付金の改正内容



③就業促進手当のうち、就業手当を廃止するとともに、就業促進定着手当の給付上限を20%に引き下げる。

【参考】現行の就業促進手当の概要

	就業手当	再就職手当	就業促進定着手当
概要	受給資格者が職業に就いた場合であって、所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上を残して就業をした場合に、就業日ごとに基本手当日額の30%相当額を支給（再就職手当の対象とする就職を除く。）	受給資格者が安定した職業（1年超の雇用見込みのある職業等）に就いた場合であって、所定給付日数の3分の1以上を残して再就職した場合に支給残日数の60%又は70%に基本手当日額を乗じた額の一時金を支給	基本手当受給者が早期再就職し、再就職後6か月間定着した場合に、離職前の賃金から再就職後賃金が低下していた者について、低下した賃金の6か月分を支給
給付	基本手当日額の30%相当額	支給残日数の60%（支給残日数が所定給付日数の3分の2以上の場合は70%）に基本手当日額を乗じた額の一時金	（離職前の賃金日額－再就職後の賃金日額に相当する額）に再就職後6か月間の賃金の支払基礎となった日数を乗じて得た額の一時金 ※基本手当支給残日数の40%相当額（再就職手当として支給残日数の70%が支給された場合は、30%相当額）が上限
受給者数 (令和4年度)	3,486人	359,734人	92,546人

④雇止めによる離職者の基本手当の給付日数に係る特例や地域延長給付の暫定措置を令和8年度末まで延長する。

【参考】雇止めによる離職者の基本手当の給付日数に係る特例

雇止めによる離職者	倒産・解雇による離職者
90日～150日 ↓ 90日～330日（暫定措置）	90日～330日

⑤育児休業給付の保険料率を引き上げつつ（0.4%→0.5%）、保険財政の状況に応じて引き下げ（0.5%→0.4%）られるようにする（※）。

※当面の保険料率は現行の0.4%に据え置きつつ、今後の保険財政の悪化に備えて、実際の料率は保険財政の状況に応じて弾力的に調整。

（参考）

上記の他、令和7年4月1日には、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号）により、令和7年度以降に60歳となる労働者への高年齢雇用継続給付の給付率を10%に引き下げる措置が施行される。

3. 令和7年10月1日施行

①自発的な能力開発のため、被保険者が在職中に教育訓練のための休暇を取得した場合に、その期間中の生活を支えるため、基本手当に相当する新たな給付金（教育訓練休暇給付金）を創設する。

教育訓練休暇給付金	
対象者	・雇用保険被保険者
支給要件	・教育訓練のための休暇（無給）を取得すること。 ・被保険者期間が5年以上あること。
給付内容	・離職した場合に支給される基本手当の額と同じ。 ・給付日数は、被保険者期間に応じて90日、120日、150日のいずれか。
国庫負担	・給付に要する費用の1/4又は1/40（基本手当と同じ）

※ 上記のほか、雇用保険被保険者以外の者を対象に、教育訓練費用と生活費を融資対象とする新たな融資制度を創設予定。【省令】

4. 令和10年10月1日施行

①雇用保険の被保険者の要件のうち、週所定労働時間を「20時間以上」から「10時間以上」に変更し、適用対象を拡大する（※）。併せて、週所定労働時間20時間を基準に設定されている基準を週所定労働時間10時間を基準に見直す。

※これにより雇用保険の被保険者及び受給資格者となる者については、求職者支援制度の支援対象から除外しない。

	改正前	改正後
被保険者期間の算定基準	賃金の支払の基礎となった日数が 11日以上 又は賃金の支払の基礎となった労働時間数が 80時間以上 ある場合を1月とカウント	賃金の支払の基礎となった日数が 6日以上 又は賃金の支払の基礎となった労働時間数が 40時間以上 ある場合を1月とカウント
失業認定基準	労働した場合であっても1日の労働時間が 4時間未満 にとどまる場合は失業日と認定	労働した場合であっても1日の労働時間が 2時間未満 にとどまる場合は失業日と認定
法定の賃金日額の下限額(①)、最低賃金日額(②) ※「①を毎月勤労統計の平均定期給与額の変化率を用いて毎年自動改定した額」と②を毎年比較し、高い方を賃金日額の下限額として設定	①屈折点（給付率が80%となる点）の額の 2分の1 ②最低賃金（全国加重平均）で 週20時間 を働いた場合を基礎として設定	①屈折点（給付率が80%となる点）の額の 4分の1 ②最低賃金（全国加重平均）で 週10時間 を働いた場合を基礎として設定

(参考)

なお、上記の他、公布の日（令和6年5月17日）に

- ・育児休業給付の国庫負担の引下げの暫定措置（※）の廃止
 - ・介護休業給付の国庫負担の引下げの暫定措置（※）の令和8年度末までの延長
- が施行されている。

※ 本来は給付費の1/8だが、令和6年度末までの暫定措置で1/80とされている。

以上